「新型コロナウイルス感染症流行が生活習慣や健康に及ぼす影響の実態把握に向けた継続研究 －女性への健康支援の観点から－」における調査等実施支援業務委託仕様書

目的

公立大学法人　静岡社会健康医学大学院大学では、新型コロナウイルス感染症のもとでの生活習慣の変化や「新しい生活様式」が国民の健康へ与える影響を調べる研究を計画した。その中で、非正規雇用の雇止めなどの影響により経済的困窮状態や精神的・物理的な孤立状態に陥っており健康状態が悪化していると考えられる女性が多いのではないかという仮説の元、特に男性との比較の観点から女性の現状を把握することを目的とした調査を実施する。

本業務は、上記の研究を、各規制要件を遵守したうえで適切に実施することを支援することを目的とする。

研究概要

対象者	新型コロナウイルス感染症禍における、一般の国民を代表する女性
研究デザイン	全国規模のアンケート調査および既存データの利用等により、新型コロナウイルス感染症パンデミック禍における生活習慣病やメンタルヘルス等の発症および重症化に関連する生活習慣等の危険因子等について、現状および変化を明らかにするため、以下の実施を支援する。 ➢ 新型コロナウイルス感染症前後における国民の健康に関する文献調査 ➢ 上記調査結果を踏まえた調査票設計 ➢ アンケート調査の実施 ➢ 調査結果の集計・分析 ➢ 新型コロナウイルス感染症パンデミック禍における女性の健康保持・増進、改善に向けた支援策等の検討
予定調査期間	約 1 か月
実施時期	令和 4 年度
研究代表者	山本　精一郎（静岡社会健康医学大学院大学）

契約期間

業務契約締結日～2023 年 3 月 31 日

調査準備期間（調査票設計、調査項目確定、必要に応じてプレテスト実施）	業務契約締結日 ～2023 年 3 月 17 日
アンケート調査期間(予定)	2023 年 3 月 18 日～ 2023 年 3 月 28 日
調査結果集計(予定)	2023 年 3 月 29 日～ 2023 年 3 月 30 日
納品日	2023 年 3 月 31 日

受託の条件

公立大学法人　静岡社会健康医学大学院大学（以下、「依頼者」という。）が当該研究を実施するにあたり、本業務を受託するもの（以下、「受託者」という。）は、以下の条件を満たす必要がある。

- 公告日以前、直近 3 年以内に、複数のアンケート調査を実施した実績があること。

業務内容

【概要】

受託者は、依頼者が実施する調査研究について、調査票設計を設計し、インターネット調査を行うとともに、その結果の基礎的な集計を行う。

業務内容の概要について以下に示す。なお、研究倫理審査委員会の意見などにより、調査内容やアンケート項目に関する内容や選択肢、項目数、必要人数などが変更となる可能性があるが、依頼者と協議のうえ決定することとする。

業務詳細

[調査準備]

① 新型コロナウイルス感染症禍における健康に関する調査票設計
依頼者が決定した質問内容に沿って、インターネット調査用の調査票の設計を行う。

② アンケート調査の実施
確定した調査票をもとに、アンケート調査を実施する。

- 調査実施
  - 令和 4 年度内にアンケート調査開始

- 調査期間内に必要対象者数が集まらないときの対処方法を依頼者と相談して決定する
- 調査期間内に必要対象者数が集まらない場合、依頼者と相談した内容に基づいて対応を行う
- 調査期間終了に伴う調査終了（令和 4 年度内に調査を終了すること）

【必要要件】

- アンケート回収数：20,000 名程度
- 国民を代表するように対象者のサンプリングを行う。全国各都道府県から、都道府県の人口比に応じた形で対象者をサンプリングを行う。
- 質問項目数 60 問以内(年齢、地域、性別のスクリーニング質問を除く)

③ 調査結果の集計

受託者は、調査結果の基礎的な集計・納品を行う。

- 調査結果の集計
  - アンケート調査結果を取りまとめ単純集計を行う。
- 納品
  - 受託者は作成した調査結果等を納品案として依頼者に提供する。
  - 依頼者の確認結果に対し、事前に定めた内容の範囲内で修正等必要な場合は修正を行う。
  - 調査結果等を令和 4 年度内に納品する。

[その他留意事項]

- 業務遂行にあたり、その詳細な実施方法等については、依頼者と協議のうえ進めること。
- 著作物に関する全ての権利を依頼者に譲渡することとし、その対価は委託費に含まれるものとする。
- 業務委託終了後に依頼者が著作物を利用することに関して、著作者人格権を行使しないこと。
- 本業務において、受託者は委託者に対し、調査対象者の個人情報を提供しないこと。委託者は個人情報を保有しない。
- 研究費提供者（厚生労働省）からの監査実施申込があった場合は、いかなる場合も受入れを必須とする。
- 本業務のうち、一部業務の再委託を行う場合は、合理的な理由とともにあらかじめ依頼者に相談すること。
- 仕様書について記載なき事項等については依頼者に相談のうえ決定すること。

- その他想定される実費に関しても依頼者に提出する見積りに含めること。
- 本業務に携わる者は、依頼者のセキュリティーポリシーに従い、職務上知り得た研究結果等について守秘義務を負うこと。
- その他、センターの目的、主旨を理解し、センター担当者からの指摘に従うこと。

以上